

（都市基盤）

4. 快適な生活を支えるまちづくり

4-1 快適で質の高い都市環境の整備

- 4-1-1 市街地の整備
- 4-1-2 居住環境の充実
- 4-1-3 市営住宅の整備
- 4-1-4 情報通信基盤の整備

4-2 歴史と自然を活かした魅力ある景観の形成

- 4-2-1 自然景観や歴史的街並み景観の保全
- 4-2-2 景観形成に関する啓発の推進
- 4-2-3 魅力ある景観の創出

4-3 道路網の整備

- 4-3-1 生活道路の整備と維持管理
- 4-3-2 主要幹線道路の整備
- 4-3-3 広域幹線道路の整備促進
- 4-3-4 安全で快適な歩道の整備

4-4 公共交通の充実

- 4-4-1 バス交通の確保
- 4-4-2 バス交通の利便性の向上
- 4-4-3 鉄道・空港の利活用の促進

4-5 安全で安定した水の供給

- 4-5-1 水の安定供給の向上
- 4-5-2 健全な上水道経営の推進
- 4-5-3 水の有効利用の促進

4-6 衛生的で快適な下水道の整備

- 4-6-1 公共下水道の整備と維持管理
- 4-6-2 農業集落排水施設の整備と維持管理
- 4-6-3 合併処理浄化槽の設置整備の促進
- 4-6-4 水洗化の普及促進

4-7 計画的な土地利用の推進

- 4-7-1 土地利用の基本方針の明確化
- 4-7-2 土地利用の適正な誘導

施策の名称

4-1

快適で質の高い都市環境の整備

現状と課題

JR白河駅を中心とする市街地は、鉄道、バスなどの公共交通機関が早くから整備され、それに伴い県南地方の商業・業務の中心地として賑わってきました。さらに、これらと並行して、土地区画整理事業を中心とする総合的な都市基盤整備を推進し、市民生活の基礎となる良質な都市環境の形成に努めてきました。しかしながら、東北新幹線の開業に伴いJR新白河駅周辺において新たな都市基盤整備が行われたことや、核家族化を主な要因とする一戸建て住宅の需要の高まり、車社会の進展による生活圏域の拡大などの社会・生活環境の変化により、本市の都市構造は大きく変化してきました。

これらのことは、「人が住み・集まるコミュニティの場としての役割」や「文化や伝統を継承するまちの顔としての役割」を担う中心市街地としての機能の低下をもたらしました。まちの個性の喪失につながるこのような状況を改善するためには、「生活する人や訪れる人にとっても快適で安全・便利なまち」として、中心市街地の魅力と拠点性を高めていく必要があります。

このため、今後は、これまで整備されてきた都市基盤とまちの個性である歴史・文化を十分に活用しながら、中心市街地内に住宅や都市交流施設をバランスよく確保し、複合的な機能を有するまちへ誘導するための取組みが必要となっています。

また、活力ある都市活動を支えるために、中心市街地との都市的な役割分担を考慮しながら、公共交通網の整備等を検討しつつ、JR新白河駅周辺地区に代表される新たな都市環境に対応する計画的な施策を進めていく必要があります。

一方、先人が築いてきた歴史・文化や豊かな水と緑に恵まれた本市の豊かな都市環境は、他の地域と比べても特筆すべきものがあります。これら地域が持つ特性や周辺環境を活かしながら、少子・高齢化の進行や本総合計画の課題の一つである「ふるさと意識の醸成」を背景として、誰もが安らぐ住環境づくりへと繋げていく必要があります。住み慣れた地域で安心して生活できる居住環境の充実が求められています。

さらには、多様な情報をいかに活用し、また、魅力ある情報をいかに発信していくかが都市の個性を支える重要な要素の一つとなっていることから、関係機関と連携しながら、情報通信基盤の整備を推進していく必要があります。



取組みの方向と目指す姿

コンパクトで生活しやすいまちづくりを推進するために、白河市都市計画マスタープランを策定し、中心市街地や新たな都市交流拠点の役割を再確認するとともに、快適で質の高い都市環境施策を実現できるよう検討を進めます。

まちづくりの活性化に資する整備計画等を検討し、定住人口及び交流人口の増加を図る施策を推進します。さらに、歴史的文化遺産や自然資源を活用しながら、環境負荷の少ない豊かな自然と共生できるまちづくりを進めていきます。

市営住宅については、「白河市公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、適切な維持管理等に取り組むとともに、民間建築等の適切な指導・誘導を図りながら、市内適地における良好な住環境の整備を促進します。

情報基盤については、誰もが情報を利活用できる環境づくりに向けて、関係機関と連携しながら、大容量高速インターネットや携帯電話などの情報通信基盤の整備を促進します。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 新設住宅着工数	450件 (平成18年)	484件	1月から12月までの1年間に市内で着工された新設住宅の件数
〔指標2〕 都市交流施設（マイタウン白河、図書館）の入館者数	160,635人 (平成18年度)	240,000人	都市交流施設（マイタウン白河、図書館）の年間の延べ来館者数

施策を実現する手段（基本事業の構成）

4-1-1 市街地の整備

既存の都市基盤を有効に活用しながら、定住人口の増加のために、生活者の視点にたった安心して暮らしやすい居住環境施策を推進し、また、交流人口の拡大のために、都市交流施設のまちなか立地や歴史的文化的遺産と自然環境を活かしたまちなか観光を推進するための歩行系ネットワークの構築を図ります。

また、地域の特性や機能に適合したまちづくりに資する地域整備計画等を検討し、賑わいのある市街地の形成のための整備に努めます。

さらに、民間開発等によって市街地の形成が予想される地区については、自然環境との調和や景観等に配慮した秩序ある市街地を形成するため、白河市開発行為指導要綱などに基づき、適切な規制と誘導を図ります。

（主な事務事業）

- 白河市都市計画マスタープラン策定事業
- 身近なまちづくり支援街路事業
- まちづくり交付金事業

4-1-2 居住環境の充実

生活道路の整備や舗装等の維持補修など、利便性と安全性を高め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる住環境の充実に努めます。

また、第二白鳥ニュータウンと田園町府ニュータウンについては、快適な居住環境を維持するとともに、宅地の販売促進に努めます。

(主な事務事業)

- 道路整備事業
- 道路維持管理事業
- 宅地分譲販売促進事業
- 分譲地維持管理事業

4-1-3 市営住宅の整備

老朽化した市営住宅の建替え、用途廃止、統廃合を進めるとともに、外壁外断熱工事、下水道接続工事、駐車場整備工事など既存住宅の適切な改修等を行い、居住水準や居住環境の改善に取り組みます。

(主な事務事業)

- 公営住宅維持管理事業
- 公営住宅ストック総合改善事業
- 八竜神団地建設事業

4-1-4 情報通信基盤の整備

地上デジタルテレビや携帯電話などの情報格差の解消を図るため、通信事業者に対して働きかけ等を行います。

また、^{*}ブロードバンドなどに対応した情報通信基盤の整備を関係機関と連携しながら進めます。

(主な事務事業)

- 情報通信基盤整備事業
- 地上デジタルテレビ難視聴対策事業

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民の役割>

- 自分たちの住んでいる地域への愛着を深め、地域のルールづくりや都市環境を向上させる活動に積極的に参加します。

<市の役割>

- 地域の特性に応じて、市民、開発事業者、行政がともに調整し合う仕組みを充実させます。

※ブロードバンド……音声や画像、動画などのような大容量データをやりとりできる通信回線、ADSLやBフレッツなど

施策の名称

4-2

歴史と自然を活かした魅力ある 景観の形成

現状と課題

国では、国土を国民一人ひとりの資産として、「我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐ」という理念のもと、「景観」を都市環境の重要な要素と捉え、規制誘導を図る「景観法」を平成17年に全面施行し、都市や農村における良好な景観形成を実践する仕組みづくりが行われました。

本市では、白河藩主松平定信公が「士民共楽」の理念に基づき造営した「南湖公園」や白河藩主7家21代の居城「小峰城跡」、さらには古代の「白河関跡」などの先人が守り築いてきたかけがえのない歴史的遺産と、那須連峰の裾野に広がる緑豊かな自然環境に恵まれた良質な景観資源を有している地域であることから、国に先駆けて平成9年に白河市都市景観条例を制定し、市民一人ひとりが景観をつくり、守り、育てることを理念として、景観形成に取り組んでいます。

本市固有の歴史的、文化的、自然的景観は後世に残すべき財産であり、今後も、これらを活かしながら、引き続き市民と行政が一体となって、地域の風土や文化を活かした魅力あふれる景観形成を推進していく必要があります。

このため、これまでの取組みを継承しつつ、「景観法」の運用を視野に入れ、同時に景観に対する市民の意識向上を図りながら、優良な景観資源を後世に伝えるべく保全し、また、快適な都市環境を形成する重要な要素である良質な都市景観をつくり、育てていく必要があります。

取組みの方向と目指す姿

景観に対する市民意識の向上と理解を得るために景観セミナー等を引き続き開催することによって、地域ごとの景観に対する意識を醸成し、新たなまちづくり運動として、歴史的、文化的、自然的景観を活かした「景観によるまちづくり」を推進します。

また、景観協定の締結などにより、より美しい街並みの形成を促進します。

さらに、都市景観に大きな影響を与える大規模な建築物等については、規制と誘導により、良質な都市景観が創出されるよう働きかけます。

※景観法……都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観の形成に関する国民共通の理念、国等の責務、行為規制や支援の仕組み等を定めた景観についての総合的な法律

※白河市都市景観条例……都市景観形成基本計画の策定、都市景観形成地区の指定、都市景観協定の締結、大規模行為の届出など、自然や歴史と調和した優れた都市景観の形成に必要な事項を定めた条例

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 良好な景観が形成されていると感じている市民の割合	42.9% (平成18年度)	50%	市民意識調査で「周囲の街並みや景観への配慮」の取組みについて「満足」「ほぼ満足」と回答した市民の割合

施策を実現する手段（基本事業の構成）

4-2-1 自然景観や歴史的街並み景観の保全

景観法に基づく景観計画を策定し、^{*}景観行政団体の認定を受けるとともに、中心市街地に数多く存在する歴史的・文化的遺産を活用したまちづくりを推進します。

景観形成を推進するための活動を支える仕組みづくりに取り組むとともに、市民協働による景観協定などの制度を活用して、良好な景観誘導に努めます。

（主な事務事業）

- 白河市都市景観形成基本計画策定事業
- 白河市都市計画マスタープラン策定事業
- 白河市・西郷村サイン統一計画書に基づくサイン整備事業
- 景観形成総合支援事業

4-2-2 景観形成に関する啓発の推進

美しい街並みを形成するためには、市民一人ひとりが地域への愛着を持ち、美しい環境づくりに取り組むことが大切であり、景観を重視した「新たなまちづくり運動」を市民、NPO、事業者、行政が一体となって実施できるよう検討を進めます。

また、景観形成への市民の関心を高めるため、継続的に景観セミナー等を開催します。

（主な事務事業）

- 景観を重視した「新たなまちづくり運動」の検討
- 景観セミナー等の開催

※景観行政団体……景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域に当たっては、それらの市町村が景観行政団体となる。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができ、景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。

4-2-3 魅力ある景観の創出

「市民のふるさとの誇りを創出できる拠点としての景観整備」と「まちなか観光を進める誰もが親しみやすい景観整備」を推進します。

また、市民、事業者の協力を得ながら、建築物や屋外広告物を含めた地域ぐるみの景観整備を図り、調和のとれた魅力ある都市空間の形成に努めます。

(主な事務事業)

- 白河市都市景観形成基本計画策定事業
- 白河市大規模行為景観形成基準策定
- 谷津田川せせらぎ通り景観形成事業
- うつくしいまちなみ景観形成支援事業
- 屋外広告物規制対策事業

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民の役割>

- 主体的かつ積極的に景観づくりに関する活動に参加します。

<市の役割>

- 景観に関する情報を積極的に発信し、市民の景観に関する意識の醸成に努めるほか、景観形成の企画・立案段階から市民の参画を図り、地域の意向を十分に反映した特色ある景観づくりに取り組みます。



施策の名称

4-3

道路網の整備

現状と課題

本市の道路網は、広域的な交流を促進するための広域幹線道路として、国道4号、国道289号及び国道294号、また、各地域間の連携を強化する主要幹線道路は、県道白河石川線及び県道白河羽鳥線をはじめ、主要地方道・一般県道・市道等により構成されており、市街地における環状道路及びそれから放射状に延びる道路のネットワークは概ね完結しています。

近年、大動脈である国道4号については、慢性的な渋滞箇所である県道白河羽鳥線から白河橋までの一部四車線化が図られるなど、着々と道路整備が進められていますが、地域に身近な生活道路については、朝夕の通勤時間帯に市街地や市外への通過車輻によって慢性的な交通渋滞を引き起している箇所も見受けられることから、安全で円滑な通行ができるよう地域住民の理解を得ながら、整備を進めていく必要があります。

また、さらなる道路ネットワークの強化を図るために幹線道路の早期整備及び都市施設として、まちづくり形成の重要な役割を担う都市計画道路の見直しの検討や、その整備プログラムに沿った早期の事業化が必要です。

さらに、歩行者や自転車利用者の安全が確保された道路環境の形成も必要であり、まちづくりの一環として歴史的・文化的遺産を活用し、まちなか散策を可能にする歩行系道路のネットワークの構築を図ることが重要です。

一方、本市中心部から東北自動車道の最寄りのインターチェンジまでの距離は、白河ICで約6km、矢吹ICで約10kmあり、高速自動車道が通過する自治体でありながら、不便を感じる状況にあります。このような中、平成16年度より国土交通省においては、サービスエリアやパーキングエリアを活用したETC専用^{*}スマートインターチェンジの社会実験を全国各地で実施しており、本市においてもこの社会実験に参画し、スマートインターチェンジの設置を目指しています。

取組みの方向と目指す姿

国道、県道の整備については、広域的な交流の促進や各地域間の連携強化のため、関係機関に状況に即した建設促進を要請し、整備促進に努めます。地域に身近な生活道路については、安全で円滑な通行ができるよう、道路の新設や拡幅改良、歩道の整備、舗装、側溝の整備に努めます。

また、都市計画道路の長期未着手路線の見直しを検討するとともに、幹線街路の早期整備を促進します。身近なまちづくり支援街路事業による安全で快適な歩行系ネットワークを整備し、街なか観光や文化交流基盤の充実を図ります。

さらに、スマートインターチェンジの社会実験に参画し、本線直結によるインターチェンジを整備し、恒久設置を目指します。

※スマートインターチェンジ……ETC（自動料金収受システム）専用インターチェンジ。ETCを活用することによって管理コストの節減などコンパクトな料金所構造が可能となる。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 道路舗装率	64% (平成19年4月現在)	69%	市道路線実延長に対する舗装済み延長の割合
〔指標2〕 スマートインターチェンジ 利用台数	0台/日 (平成19年度)	1,400台/日	スマートインターチェンジの1日当たりの利用台数

施策を実現する手段（基本事業の構成）

4-3-1 生活道路の整備と維持管理

生活道路の安全性、利便性を向上させるため、改良、舗装の推進に努めます。

また、道路パトロールの強化を図り、路面の適切な維持・管理に努めます。

さらに、地域の道路に愛着をもって美化・清掃・簡易的補修等の活動を行っている地域の住民に対し、必要な道具・材料を提供し支援していきます。

（主な事務事業）

- 道路整備事業
- 道路維持管理事業
- 「沿道緑化フラワーロード事業」活用事業

4-3-2 主要幹線道路の整備

国道と市内外を結ぶ重要な路線である県道については、交通の利便性を向上させるため、県との連携を図り、改良、整備促進に努めます。

また、都市計画道路は、市民の重要な生活道路と位置づけ、整備プログラムに沿った優先順位に基づき早期の整備を行い、都市空間の確保・防災の強化・環境の保全に努めるとともに、長期未着手都市計画道路の見直しについての検討を進めます。

（主な事務事業）

- 道路整備事業
- 道路維持管理事業
- 地方道路整備臨時交付金事業
- 長期未着手都市計画道路の見直し

4-3-3 広域幹線道路の整備促進

東北地方と首都圏とを結び、重要な幹線道路の役割である国道4号において、朝夕の慢性的な渋滞や道路交通騒音を解消するために、国道4号の四車線化を促進します。

また、国や県、近隣市町村との連携を強化し、国道及び県道における機能促進のための整備要望に努めます。

さらに、白河ICと矢吹ICの間に位置する国道294号との交差箇所にインターチェンジを整備し、社会実験に参画するとともに、恒久設置に向けて地域の住民等に対し積極的なPR活動を行い、利用台数の増加を図ります。

(主な事務事業)

- 一般国道4号4車線整備促進要望事業
- 国道及び県道における機能促進のための整備促進要望事業
- 白河中央スマートIC整備事業

4-3-4 安全で快適な歩道の整備

県の「やさしい道づくり推進事業」の活用など、高齢者や障がい者、児童生徒などの交通弱者も安心して歩ける[※]バリアフリーの視点に立った、安全性・快適性・利便性に優れた歩道整備の推進に努めます。

また、人にやさしい安全な環境づくりや高齢者・障がい者に配慮しながら、歴史的遺産を活用した快適な歩行系街路ネットワークの形成に努めます。

(主な事務事業)

- 道路整備事業
- 道路維持管理事業
- 身近なまちづくり支援街路事業

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民の役割>

- 地域環境の保全や安全な通行に寄与するため、道路や側溝の維持管理に努めます。
- 身近な生活道路の清掃や緑化等の活動を行うなど、沿道の美化に努めます。

<市の役割>

- 地域住民が中心となって実施する道路や側溝の維持管理などの活動を支援します。
- 関係団体と協力しながら、国・県道の一体的な整備促進を働きかけ、渋滞解消や利便性の向上に努めます。
- 白河商工会議所をはじめ各地域の商工会などの関係団体とともに、スマートインターチェンジの利用促進のためのPR活動等に取り組みます。

※バリアフリー……高齢者や障がい者の日常生活の妨げとなる障害（バリア）がなく、また、なくすことに配慮した環境

施策の名称

4-4

公共交通の充実

現状と課題

公共交通は、高齢者などの自動車を運転しない市民にとって日常生活に不可欠な移動手段であり、また、地球温暖化が社会的な問題となっている中で、自動車から公共交通への転換を促し、環境負荷を軽減させることが求められています。

本市においては、東北新幹線、東北自動車道、福島空港という総合的な高速交通体系が整備され、首都圏をはじめ国内の主要都市への所要時間が短縮されています。

東北新幹線の利用については、白河地方から首都圏への新幹線通勤者が増加傾向にありますが、1時間に1本程度と運行本数が少ないことや最終便の時間が早いことなどから、市民などからの運行ダイヤの改善の要望が寄せられています。

バス交通については、車社会の進展による利用者の減少により、民間バス事業者による運行の維持が難しい状況にあるとともに、バス運行を維持するための市の負担が増大している状況にあります。一方で、高齢化の進行により、移動手段を持たない高齢者の増加が見込まれ、バス交通の運行の確保は重要性を増していることから、運行路線の再編や運行形態の見直しに取り組むとともに、新たな移動交通手段についても検討し、バス利用者のニーズに沿った効果的・効率的な運行を行っていくことが課題となっています。

今後は、東北新幹線をはじめとする鉄道、バスの公共交通の利便性の一層の向上に努め、利用者の増加を図る必要があります。

取組みの方向と目指す姿

市民の日常生活を支える移動手段として、鉄道や路線バスなどの公共交通を確保するとともに、公共交通は環境にやさしい移動手段であることから、関係機関と連携して利活用を促進し、公共交通ネットワークの充実を図ります。

また、高齢者をはじめとする移動手段を持たない市民の利便性の向上を図るため、循環バスや自主運行バス等の運行に努めるとともに、新たな交通手段についても検討します。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 市域内運行バスの年間利用者数	81,700人 (平成19年度見込)	81,700人 (現状維持)	市域内を運行しているバスの年間利用者数
〔指標2〕 新白河駅の年間利用者数	1,008,000人 (平成18年度)	1,008,000人 (現状維持)	新白河駅における新幹線及び在来線の年間乗車人数

施策を実現する手段（基本事業の構成）

4-4-1 バス交通の確保

バス事業者や近隣市町村と協議し、複数市町村にまたがり運行される生活交通路線の運行経路や運行形態について見直しを行い、バス利用者のニーズに沿った効果的・効率的な運行の確保に努めます。

（主な事務事業）

- 地方バス路線維持対策事業

4-4-2 バス交通の利便性の向上

環境にも配慮した歩いて暮らせるまちづくりを実現するために、公共施設、駅、病院、中心市街地等を結ぶ交通アクセスを確保するとともに、新たな交通手段についても検討を加え、高齢者をはじめとする移動手段を持たない市民等の利便性の向上や地域間交通の円滑化を図ります。

（主な事務事業）

- 循環バス運行事業
- 新たな交通手段の調査・研究

4-4-3 鉄道・空港の利活用の促進

新幹線や鉄道利用者の利便性を向上させるため、ダイヤの改正や駅施設の整備等について関係機関に働きかけます。

また、福島空港の利活用を県や近隣市町村と連携して進め、航空路線の維持・拡充を促進します。

（主な事務事業）

- 福島県鉄道活性化対策協議会との連携・協力
- 福島空港利用促進協議会との連携・協力

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民の役割>

- 環境負荷の軽減の観点からも、公共交通機関の積極的な利用に努めます。

<市の役割>

- 効果的な路線バスの運行が図られるよう、バス事業者とともにバス利用実態調査を実施し、利用者の生の声を把握するなど、幅広く市民の意見を聴取します。
- 循環バスや自主運行バスの運行にあたっては、市民の意見を広く聞き、効果的・効率的な運行に努めます。

施策の名称

4-5

安全で安定した水の供給

現状と課題

本市の水道事業は、3上水道と4簡易水道によって運営されており、安全でおいしい水の安定供給に向けて、水源の確保、給水地区の拡張、老朽石綿管の改良など水道施設の維持管理に努めてきました。また、公営企業として効率的な経営に努め、健全経営を実施してきました。その結果、水道普及率は97%を超え、水道は市民生活及び都市の活動に必要な基盤施設となっています。

厚生労働省から、平成16年に「水道ビジョン」、平成17年に「地域水道ビジョンの作成について」が示され、本市においても安全・快適な水の供給の確保や災害時にも安定的に給水を行うための水準の向上に取り組むことが求められています。

このため、将来に向けた水道事業の方向性とその実現方策などを示した「白河市水道事業整備基本計画」に基づき、災害時や緊急時にも対応できる給水体制の整備による安定供給の向上や、施設・管路の計画的な更新による水の有効利用を図る必要があります。

また、現状では、合併前の水道料金を引き継いでいることから、水道使用者の負担の公平性に配慮しつつ、統一料金に改定するなど、経営の健全化に努める必要があります。

取組みの方向と目指す姿

将来にわたって安全でおいしい水を安定供給できるよう、事業の統合や災害・事故対策の強化を図るなど、計画的・効率的な施設整備に努めるとともに、水道料金体系の一元化や事務事業の効率化を図り、経営の健全化に努めます。

また、市民への水道にかかる情報の提供、PR活動等を行うほか、水環境の保全等に取り組んでいきます。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 水道普及率	97.6% (平成18年度)	99%	給水区域内の水道使用者の割合
〔指標2〕 有収率	85.1% (平成18年度)	90%	年間の配水量（給水量）に対する料金対象となった水量の割合

※水道ビジョン…厚生労働省で策定し、今後の水道に関する重点的な政策課題と、具体的な施策や方策、工程等を示したもの

施策を実現する手段（基本事業の構成）

4-5-1 水の安定供給の向上

施設の維持管理の徹底、計画的な施設の修繕により、水道施設の安定した機能を確認するとともに、引き続き水質検査を実施するなど、安全・安心な水道水を安定的に供給します。

また、安定した水供給システムの構築及び災害や事故に強い水道の構築に努めます。

（主な事務事業）

- 水道施設集中監視システム構築事業
- 配水管布設及び布設替事業
- バックアップ対策事業

4-5-2 健全な上水道経営の推進

3 上水道と 4 簡易水道の事業を統合し、水道料金の適正化・統一化を図ります。

また、施設管理の効率化を推進するとともに、民間的な経営手法の活用を検討します。

（主な事務事業）

- 水道事業統合事務
- 水道料金・加入金統一事務

4-5-3 水の有効利用の促進

老朽化した管路の計画的な更新や漏水防止対策の推進に努めます。

また、水道普及率の向上のために「水道週間」イベントなどを通じて市民とのパートナーシップの構築を図り、節水や水道への接続などの啓発活動に取り組みます。

（主な事務事業）

- 石綿老朽管更新事業
- 漏水調査事業
- 「水道週間」イベントの実施

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民の役割>

- 水資源が限りある資源であることを再認識し、家庭・事業所における節水や水の再利用など、水の有効利用に努めます。

<市の役割>

- 主要施策や財政状況等の情報公開に努め、市民の代表で組織する審議会等との協働により、水道事業への関心や理解を深めながら、水の安定供給と経営の健全化に努めます。

施策の名称

4-6

衛生的で快適な下水道の整備

現状と課題

下水道は、生活排水の処理など、市民の快適な暮らしを支え、また、河川・湖沼といった水環境の水質保全の役割を担う重要な施設です。

本市では、河川や水路の浄化による衛生的で快適な生活環境の実現に向けて、公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント、合併処理浄化槽の污水处理施設の中から、地域に最も適した処理方法を選択して生活排水処理に取り組んできました。

また、終末処理場である都市環境センターや管渠などの維持管理と老朽化への対応は、施設機能を発揮するために必要不可欠なものです。

本市の平成18年度の污水处理人口普及率は、約79%であり、下水道の整備に関する市民の要望も寄せられていることから、今後も引き続き、市街化の状況や社会・生活環境の変化などを的確に予測しながら、費用と効果のバランスの取れた最適な污水处理施設の整備を進めていく必要があります。また、水洗化率は約82%となっており、施設整備後の速やかな接続を促すなど、水洗化の普及促進をさらに進めていく必要があります。

取組みの方向と目指す姿

衛生的で快適なまちとなるよう、公共用水域の水質の保全を図るため、地域住民との調整を図りながら、計画的・効率的な公共下水道や農業集落排水施設の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進します。

また、污水处理施設から発生する^{*}汚泥は^{*}バイオマスとして循環利用に努めるとともに、あらゆる機会をとらえて、水洗化の啓発活動を展開します。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 污水处理人口普及率	78.7% 約51,600人 (平成18年度)	89.5% 約58,400人	人口に対して下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水处理施設を利用することができる処理区域内の人口の割合
〔指標2〕 污水处理人口水洗化率	82.4% 約42,600人 (平成18年度)	85.0% 約49,300人	下水道等の污水处理施設を利用できる人口のうち、実際に水洗便所を設置している人口の割合

※汚泥（おでい）……污水处理場での排水の浄化では、微生物が中心的な役割を担っており、排水中の有機物については微生物が分解。微生物やその死骸が沈殿したものが汚泥

※バイオマス……動植物から生まれた再生可能な有機性資源です。下水汚泥のほか、家畜はいせつ物や生ごみ、木くず、もみガラ等

施策を実現する手段（基本事業の構成）

4-6-1 公共下水道の整備と維持管理

公共下水道の整備を推進するとともに、施設の維持管理の充実と健全な事業の運営に努めます。

（主な事務事業）

- 公共下水道事業
- 都市環境センター水処理機器維持管理事業

4-6-2 農業集落排水施設の整備と維持管理

農村下水道である農業集落排水施設の整備と発生汚泥の資源循環を推進するとともに、施設の維持管理の充実と健全な事業の運営に努めます。

（主な事務事業）

- 農業集落排水施設整備事業

4-6-3 合併処理浄化槽の設置整備の促進

公共下水道や農業集落排水で整備することができない地域においては、資金の助成等による合併処理浄化槽の設置を促進していきます。

（主な事務事業）

- 合併処理浄化槽設置整備事業
- 浄化槽市町村整備推進事業

4-6-4 水洗化の普及促進

「下水道の日」のイベント及び広報紙などを通じて、公共下水道や農業集落排水施設への接続に関する啓発活動に取り組み、水洗化への普及・促進に努めます。

また、合併処理浄化槽設置について、助成制度等の周知を図ります。

（主な事務事業）

- 水洗化普及・啓発事業
（「下水道の日」のイベントなど）

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民の役割>

- 公共下水道及び農業集落排水施設への速やかな接続に努めます。
- 下水道、農業集落排水区域外においては、合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理に努めます。

<市の役割>

- 農業集落排水施設から発生する汚泥は肥料として加工し、地域住民と協働して農地に利用することに取り組みます。
- 汚水処理の普及率向上に向けて、国・県の補助を活用して整備促進に取り組みます。

* 下水道の種類……公共下水道は、下水道法で規定されていて市街地を中心に行う、国土交通省所管の事業。農業集落排水施設は農林水産省所管の農村総合整備事業の中の一つで、農業集落が中心。合併処理浄化槽は公共下水道や農業集落排水施設等の区域以外のところの排水を処理する環境省所管の事業

施策の名称

4-7

計画的な土地利用の推進

施策を実現する手段（基本事業の構成）

市域全体の土地利用をみると、都市構造の変化、車社会の進展や郊外型大型小売店の進出の影響などから、中心市街地の空洞化が進んでいます。農地については、優良農地の確保や保全に努めてきましたが、農業の担い手不足や従事者の高齢化などにより、耕作放棄地が増加傾向にあります。地域への愛着や誇りの源となる森林や河川などの自然環境については、保全し有効活用していかなくてはなりません。今後、人口減少、少子・高齢化社会に対応したまちづくりのためには、これまで整備してきた都市基盤を有効活用しつつ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を実現することが重要です。

このような状況の中、重要な交流拠点の一つである新白河駅周辺地区は、土地区画整理事業の完了した区域について効率的な土地利用が図られていますが、南湖上流地区の国道294号西側は、一部無秩序な開発を招くことが懸念されます。

こうした課題に対しては、市民や事業者などとの合意形成を図りながら、土地利用の基本方針の明確化を図るとともに、計画的に適正な土地利用へ誘導する必要があります。

また、円滑なまちづくりの推進と計画的な土地利用を担保するためには、用途地域の総合的な見直しを検討していく必要があります。

さらに、それぞれの地区の特性に応じて必要な事柄を定める^{*}地区計画の活用を図り、地区レベルの良好な都市環境を形成することが重要です。

取組みの方向と目指す姿

自然共生ゾーン、水と緑の定住ゾーン、市街地ゾーンの区分により、それぞれのゾーンの特性を活かし、秩序ある計画的な土地利用を推進するため、土地利用の基本方針の明確化を図ります。また、良好な市街地が形成され、活力ある快適な都市環境が創造されるよう、土地利用の適正な誘導を図ります。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 地区計画の導入地区数	3地区 (平成19年度)	5地区	「地区計画」を導入した地区数

※地区計画……それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事柄を市町村が定める「地区レベルの都市計画」。地区計画は、地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」と生活道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、市民・関係者などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めるもの

施策を実現する手段（基本事業の構成）

4-7-1 土地利用の基本方針の明確化

市民生活の質的向上や自然環境への関心の高まりに対応した良好な生活空間を確保するとともに、自然環境との調和を図り、無秩序な開発を抑制しつつ計画的で活力ある市街地を形成し、様々な用途が適正に配置されたバランスのよい土地利用を進めるため、国土利用計画、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画、森林整備計画等の策定を進めます。

また、市域の地籍の明確化を図るため、土地所有者などの協力を得ながら、地籍調査が実施されていない地区について、計画的な調査の実施に努めます。

（主な事務事業）

- 国土利用計画（白河市計画）策定事業
- 白河市都市計画マスタープラン策定事業
- 地籍調査事業

4-7-2 土地利用の適正な誘導

計画に即した土地利用を誘導するため、国土利用計画、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画、森林整備計画等の適正な運用を図ります。

また、総合的な用途地域の見直しの検討を進めるとともに、地域住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定める地区計画の活用を図ります。

さらに、南湖上流地区の国道294号西側については、地域住民をはじめとして関係者の合意形成を図りながら、都市的な土地利用のための計画的な整備に努めるとともに、民間開発の適切な誘導を図ります。

（主な事務事業）

- 用途地域の変更に係る調査検討及び都市計画決定業務
- 地区計画決定に係る作成検討及び都市計画決定業務

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民等の役割>

- 市民は、法令を遵守して秩序と調和が保たれた土地の利用に努めます。
- 事業者は、法令の遵守だけでなく、地域住民との対話やモラルの維持に努めます。

<市の役割>

- 地域住民などの意見を反映しながら、地域の特性を活かした計画を策定します。
- 市の総合的な土地利用に関する情報を提供します。
- 市の土地利用に関する各種計画の周知を図ります。
- 市と市民の連携を密にし、市民の財産である所有地の明確化を図ります。